

昭和四十七年法律第二百五十五号
海上交通安全法

目次

- 第一章 交通方法
第二節 航路
第一節 航路における一般的航法
第二節 航路ごとの航法
第三節 特殊な船舶の航路における交通方法
第四節 航路以外の海域における航法

- 第五節 船舶の安全な航行を援助するための措置
第六節 火等（第二十七条—第二十九条）
第七節 異常気象等時における措置（第三十一条—第三十五条）
第八節 指定海域における措置（第三十六条）
第九節 危険の防止（第四十条—第四十三条）
第十節 雜則（第四十四条—第五十条）
第十一節 罰則（第五十一条—第五十四条）
附則

第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項前段及び第十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該他の船舶について適用しない。

第二項の規定の適用については、次に掲げる船舶は、航路を横断しようとし、若しくは航路をこれに沿わないで航行して、海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用しない。

第三項の規定により、前号に規定する規定による交通方法と異なる交通方法が指示され、又は定められた場合において、当該交通方法に従わないで航路をこれに沿つて航行している船（進路を知らせるための措置）

第六条の二 国土交通省令で定める航路の区間をこれに沿つて航行している船舶は、当該区間をこれに沿つて航行している他の船舶（漁ろう船等その他著しく遅い速力で航行している船舶とし、信号による表示その他の国土交通省令により、信号による表示その他の国土交通省令で定める措置を講じなければならない。（追越しの禁止）

第七条 船舶（汽笛を備えている船舶その他の国土交通省令で定める船舶を除く。）は、航路外から航路に入り、航路から航路外に出、又は航路を横断しようとし、信号による表示その他の国土交通省令により、信号による表示その他の国土交通省令で定める措置を講じなければならない。（航路の横断の方針）

第八条 航路を横断する船舶は、当該航路に対しうまやかに横断する限り直角に近い角度で、すみやかに横断しなければならない。
前項の規定は、航路をこれに沿つて航行してある船舶が当該航路と交差する航路を横断することとなる場合については、適用しない。（航路への出入又は航路の横断の制限）

第九条 国土交通省令で定める航路の区間においては、船舶は、当該航路を横断する場合を除き、当該区間ごとに国土交通省令で定める航路のうち航路外に出、又は航路を横断する航行のうち当該区間ごとに国土交通省令で定めるものをし、命若しくは他の船舶を救助するためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。（びよう泊の禁止）

第十条 船舶は、航路においては、びよう泊（びよう泊をしていて他の船舶と衝突するおそれがあるときは、当該他の船舶の進路を避けなければならぬを得ない事由があるときは、この限りでない。）をすればならない。ただし、海難を避けるた

- （目的及び適用海域）
第一条 この法律は、船舶交通がふくそうする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なうことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする。
この法律は、東京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾のうち伊勢湾に接する海域を含む。）及び瀬戸内海のうち次の各号に掲げる海域以外の海域に適用するものとし、これらの海域と他の海域（次の各号に掲げる海域を除く。）との境界は、政令で定める。
一 港則法（昭和二十三年法律第二百七十四号）
に基づく港の区域
二 港則法に基づく港以外の港である港湾に関する港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）
第二項に規定する港湾区域
三 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第二百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府

- 県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域
四 陸岸に沿う海域のうち、漁船以外の船舶が通常航行していない海域として政令で定める海域（定義）
（航路）この法律において「航路」とは、別表に掲げる海域における船舶の通路として政令で定める海域をいい、その名称は同表に掲げるとおりとする。
この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 船舶 水上輸送の用に供する船舟類をいう。
二 巨大船 長さ二百メートル以上の船舶をいう。
三 渔ろう船等 次に掲げる船舶をいう。
イ 渔ろううに従事している船舶
ロ 工事又は作業を行つてゐたため接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない国土交通省令で定める船舶で国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているもの
この法律において「漁ろううに従事している船舶」、「長さ」及び「汽笛」の意義は、それぞれ表示しているもの
（指定期間）
第一項に規定する当該用語の意義による。
（航路航行義務）
第一項に規定する当該用語の意義による。

- 第一項の規定により、前号に規定する規定による交通方法と異なる交通方法が指示され、又は定められた場合において、当該交通方法に従わないで航路をこれに沿つて航行している船舶（進路を知らせるための措置）
（航路航行義務）
第一項に規定する当該用語の意義による。

- （避航等）
第三条 航路外から航路に入り、航路から航路外に出、若しくは航路を横断しようとし、又は航路をこれに沿わないで航行してゐる船舶（漁ろう船等を除く。）は、航路をこれに沿つて航行している他の船舶と衝突するおそれがあるとき、当該他の船舶の進路を避けなければならぬを得ない事由があるときは、この限りでない。この場合において、海上衝突予防法第九条

ためやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第十条の二 海上保安庁長官は 地形、潮流その他の自然的条件及び船舶交通の状況を勘案し

て、航路を航行する船舶の航行に危険を生ずるおそれのあるものとして航路ごとに国土交通省令で定める場合において、航路を航行し、又は航行しようとする船舶の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、当該危険を防止するため必要な間航路外で待機すべき旨を指示することができる。

第二節 航路ごとの航法

(浦賀水道航路及び中ノ瀬航路)

第十一條 船舶は、浦賀水道航路をこれに沿つて航行するときは、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

2 船舶は、中ノ瀬航路をこれに沿つて航行するときは、北の方向に航行しなければならない。航行し、同航路から中ノ瀬航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第十九条第一項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用しない。

2 第三条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合における浦賀水道航路をこれに沿つて航行するおそれがあるときは、当該巨大船について準用する。

(伊良湖水道航路)

第十三條 船舶は、伊良湖水道航路をこれに沿つて航行するときは、できる限り、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

第十四条 伊良湖水道航路をこれに沿つて航行している船舶（巨大船を除く。）は、同航路をこ

れて航行するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第一項及び第三号（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用しない。

2 第三条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合における伊良湖水道航路をこれに沿つて航行するときは、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

(明石海峡航路)

第十五條 船舶は、明石海峡航路をこれに沿つて航行するときは、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

(備讃瀬戸東航路、宇高東航路及び宇高西航路)

第十六條 船舶は、備讃瀬戸東航路をこれに沿つて航行するときは、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

2 船舶は、宇高東航路をこれに沿つて航行するときは、北の方向に航行しなければならない。

3 船舶は、宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

2 船舶は、宇高東航路又は宇高西航路をこれに沿つて航行している船舶は、備讃瀬戸東航路をこれに沿つて航行して、海上衝突予防法第九条前段並びに第十八条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該他の船舶について適用しない。

2 航行し、又は停留している船舶（巨大船を除く。）は、備讃瀬戸東航路をこれに沿つて航行し、同航路から北の方向に宇高東航路に入ろうとしており、又は宇高西航路をこれに沿つて南の方向に航行し、同航路から備讃瀬戸東航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用しない。

2 航行し、又は停留している船舶（巨大船を除く。）は、備讃瀬戸東航路をこれに沿つて航行し、同航路から北の方向に宇高東航路に入ろうとしており、又は宇高西航路をこれに沿つて南の方向に航行し、同航路から備讃瀬戸東航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用しない。

3 第三条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合における備讃瀬戸東航路をこれに沿つて航行するときは、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

4 航行し、又は停留している船舶（巨大船を除く。）は、備讃瀬戸北航路をこれに沿つて西の方向に若しくは備讃瀬戸南航路をこれに沿つて航行する巨大船について準用する。

(備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路)

第十七条 船舶は、宇高東航路又は宇高西航路をこれに沿つて航行するときは、南の方向に航行しなければならない。

2 船舶は、宇高東航路又は宇高西航路をこれに沿つて航行している船舶は、備讃瀬戸北航路をこれに沿つて航行して、海上衝突予防法第九条前段並びに第十八条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該他の船舶について適用しない。

2 航行し、又は停留している船舶（巨大船を除く。）は、備讃瀬戸北航路をこれに沿つて航行し、同航路から北の方向に宇高東航路に入ろうとしており、又は宇高西航路をこれに沿つて南の方向に航行し、同航路から備讃瀬戸東航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用しない。

2 航行し、又は停留している船舶（巨大船を除く。）は、備讃瀬戸北航路をこれに沿つて航行し、同航路から北の方向に宇高東航路に入ろうとしており、又は宇高西航路をこれに沿つて南の方向に航行し、同航路から備讃瀬戸東航路に入ろうとしている巨大船と衝突するおそれがあるときは、当該巨大船の進路を避けなければならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十五条第一項前段並びに第十八条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用しない。

3 第三条第三項の規定は、前項の規定を適用する場合における備讃瀬戸北航路をこれに沿つて航行するときは、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。

4 航行し、又は停留している船舶（巨大船を除く。）は、備讃瀬戸北航路をこれに沿つて西の方向に若しくは備讃瀬戸南航路をこれに沿つて航行する巨大船について準用する。

3 船舶は、水島航路をこれに沿つて航行するとときは、できる限り、同航路の中央から右の部分を航行しなければならない。この場合において、これらの航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。

4 第十四条の規定は、水島航路について準用する。

(来島海峡航路)

第十九条 水島航路をこれに沿つて航行している船舶（巨大船及び漁ろう船等を除く。）は、備讃瀬戸北航路をこれに沿つて西の方向に航行すればならない。この場合において、海上衝突予防法第九条第二項、第十二条第一項、第十五条第一項前段及び第十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該他の船舶について適用しない。

5 第三条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合における水島航路をこれに沿つて航行する巨大船について準用する。

(来島海峡航路)

第二十条 船舶は、来島海峡航路をこれに沿つて航行するときは、次に掲げる航法によらなければならぬ。この場合において、これらの航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。

1 順潮の場合は、来島海峡中水道（以下「中水道」という。）を、逆潮の場合は、来島海峡西水道（以下「西水道」という。）を航行すること。ただし、これらの水道を航行している間に転流があつた場合は、引き続き当該水道を航行することとし、また、西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする船舶又は同水道から來島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする船舶は、順潮の場合であつても、西水道を航行することができることとする。

2 順潮の場合は、できる限り大島及び大下島側に近寄つて航行すること。

3 逆潮の場合は、できる限り四国側に近寄つて航行すること。

4 前二号の規定にかかわらず、西水道を航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする場合又は同水道から來島海峡航路に入つて西水道を航行しようとする場合は、その他の船舶の四国側を航行すること。

5 逆潮の場合は、国土交通省令で定める速力以上の速力で航行すること。

2 前項第一号から第三号まで及び第五号の潮流の流向は、国土交通省令で定めるところにより海上保安庁長官が信号により示す流向による。

3 海上保安庁長官は、來島海峡航路において転流すると予想され、又は転流があつた場合において、同航路を第一項の規定による航法により航行することが、船舶交通の状況により、船舶交通の危険を生ずるおそれがあると認めるとときは、同航路をこれに沿つて航行し、又は航行しようとする船舶に対し、同項の規定による航法と異なる航法を指示することができる。この場合において、当該指示された航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第二項及び第三項、第十三条第一項、第十四条第一項、第十五条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、当該巨大船について適用しない。

4 来島海峡航路をこれに沿つて航行しようとする船舶の船長（船長以外の者が船長に代わつている場合は、その者）の規定は、適用しない。

その職務を行うべきときは、その者。以下同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該船舶の名称その他の国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。第二十一条 汽笛を備えている船舶は、次に掲げる場合は、国土交通省令で定めるところにより信号を行わなければならない。ただし、前条第三項の規定により海上保安庁長官が指示した航法によつて航行している場合は、この限りない。

一 中水道又は西水道を来島海峡航路に沿つて航行する場合において、前条第二項の規定による信号により転流することが予告され、中水道又は西水道の通過中に転流すると予想されるとき。

二 西水道を来島海峡航路に沿つて航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとするとき、又は同水道から同航路に入つて西水道を同航路に沿つて航行しようとするとき。

第三節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則

(巨大船等の航行に関する通報)

第二十二条 次に掲げる船舶が航路を航行しようとするときは、船長は、あらかじめ、当該船舶の名称、総トン数及び長さ、当該航路の航行予定期刻、当該船舶との連絡手段その他国土交通省令で定める事項を海上保安庁長官に通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

一 巨大船以外の船舶であつて、その長さが航路ごとに国土交通省令で定める長さ以上のもの

三 危险物積載船(原油、液化石油ガスその他の國土交通省令で定める危険物を積載している船舶で総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上のものをいう。以下同じ。)

四 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶(当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が航路ごとに国土交通省令で定める距離以上となる場合に限る。)

(巨大船等に対する指示)
第二十三条 海上保安庁長官は、前条各号に掲げる船舶(以下「巨大船等」という。)の航路における航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため必要な事項を指示することができる。
は、当該巨大船等の船長に対し、国土交通省令で定めるところにより、航行予定時刻の変更、進路を警戒する船舶の配備その他当該巨大船等の運航に関する必要な事項を指示することができる。
(緊急用務を行う船舶等に関する航法の特例)
第二十四条 消防船その他政令で定める緊急用務を行うための船舶は、当該緊急用務を行ふためやむを得ない必要がある場合において、政令で定めるところにより灯火又は標識を表示しているときは、第四条、第五条、第六条の二から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二十二条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はひよう泊をすることができ、及び第二十条第四項の規定による通報をしないで航行することができる。

第二十五条 第二十一条第一項の規定による交通方法に従わないで航行する船舶は、第四条、第五条、第六条の二から第十二条まで、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項又は第二十二条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はひよう泊をすることができる。

右側の水域を航行することが、地形、潮流その他の自然的条件又は船舶交通の状況により、危険を生ずるおそれがあり、又は実行に適しないと認められるときは、告示により、当該水道をこれに沿つて航行する船舶の航行に適する経路(当該水道への出入の経路を含む。)を指定する。

海上保安庁長官は、地形、潮流その他の自然的条件、工作物の設置状況又は船舶交通の状況により、船舶の航行の安全を確保するために船舶交通の整理を行う必要がある海域(航路を除く。)について、告示により、当該海域を航行する船舶の航行に適する経路を指定することができる。

海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通事故の発生により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、告示により、期間を定めて、当該海域において航行し、停留し、又はひよう泊をすることができる船舶又は時間制限等

第五節 危険防止のための交通制限等

第二十六条 海上保安庁長官は、工事若しくは作業の実施により又は船舶の沈没等の船舶交通事故の発生により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、告示により、期間を定めて、当該海域において航行し、停留し、又はひよう泊をすることができる船舶又は時間制限等

2 航路又は前項の政令で定める海域において航行し、停留し、又はひよう泊をしている長さ十二メートル未満の船舶については、海上衝突予防法第二十七条第一項ただし書及び第七項の規定は適用しない。

第二十九条 海上衝突予防法第三十五条第四項の規定は、航路又は前項第一項の政令で定める海域において船舶以外の物件を引き又は押して航行し、又は停留している船舶(当該引き船の船尾から当該物件の後端まで又は当該押し船の船首から当該物件の先端までの距離が国土交通省令で定める距離以上となる場合に限る。)で漁ろうに従事しているもの以外のものについても準用する。

は備讃瀬戸南航路又は備讃瀬戸北航路についても同項の処分をすることができる。

第六節 灯火等

(巨大船及び危険物積載船の灯火等)
第二十七条 巨大船及び危険物積載船は、航行し、停留し、又はひよう泊をしているときは、国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しなければならない。

(帆船の灯火等)

第二十八条 航路又は政令で定める海域において航行し、又は停留している海上衝突予防法第二十五条第二項本文及び第五項本文に規定する船舶は、これらの規定又は同条第三項の規定による灯火を表示している場合を除き、同条第二項ただし書及び第五項ただし書の規定にかかるわらず、これらの規定に規定する白色の携帯電灯又は点火した白灯を周囲から最も見えやすい場所に表示しなければならない。

2 航路又は前項の政令で定める海域において航行し、停留し、又はひよう泊をしている長さ十二メートル未満の船舶については、海上衝突予防法第二十七条第一項ただし書及び第七項の規定は適用しない。

第四节 航路以外の海域における航法
第四節 航路以外の海域における航法

第二十五条 海上保安庁長官は、狭い水道(航路を除く。)をこれに沿つて航行する船舶がその

3 前項の場合において、海上保安庁長官は、同一の航路が、宇高東航路又は宇高西航路であるときは宇高西航路又は宇高東航路についても、備讃瀬戸北航路又は備讃瀬戸南航路であるとき

は備讃瀬戸南航路又は備讃瀬戸北航路についても同項の処分をすることができる。

第六節 灯火等

(巨大船及び危険物積載船の灯火等)
第二十七条 巨大船及び危険物積載船は、航行し、停留し、又はひよう泊をしているときは、国土交通省令で定めるところにより灯火又は標識を表示しなければならない。

(帆船の灯火等)

第二十八条 航路又は政令で定める海域において航行し、又は停留している海上衝突予防法第二十五条第二項本文及び第五項本文に規定する船舶は、これらの規定又は同条第三項の規定による灯火を表示している場合を除き、同条第二項ただし書及び第五項ただし書の規定にかかるわらず、これらの規定に規定する白色の携帯電灯又は点火した白灯を周囲から最も見えやすい場所に表示しなければならない。

2 航路又は前項の政令で定める海域において航行し、停留し、又はひよう泊をしている長さ十二メートル未満の船舶については、海上衝突予防法第二十七条第一項ただし書及び第七項の規定は適用しない。

2 航路又は前項の処分をした場合において、当該航路における船舶交通の危険を防止するため特に必要があるときは、告示(同項ただし書及び第七項の規定による除外する場合においては、当該方法により同項の規定による処分をした場合においては、当該方法)により、期間及び航路の区間を定めて、第四条、第八条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条(第四項を除く。)、第二十条第一項の規定による交通方法に従わないで航行し、又はひよう泊をすることができる。

3 前項の場合において、海上保安庁長官は、同一の航路が、宇高東航路又は宇高西航路であるときは宇高西航路又は宇高東航路についても、備讃瀬戸北航路又は備讃瀬戸南航路であるとき

第七節 船舶の安全な航行を援助するための措置

(海上保安庁長官が提供する情報の聴取)

第三十条 海上保安庁長官は、特定船舶(第四条

本文に規定する船舶であつて、航路及び当該航路の周辺特に船舶交通の安全を確保する必要があるものとして国土交通省令で定める海域を航行するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対し、国土交通省令で定めるところにより、船舶の沈没等の船舶交通の障害の発生に関する情報、他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶の航行に関する情報その他の当該航路及び海域を安全に航行するためには、該特定船舶は、航路及び前項に規定する海域を航行している間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取する場合が困難な場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第二章 特定船舶の運航の規制

第三十一条 海上保安庁長官は、特定船舶が航路及び前項に規定する海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認める場合又は他の船舶若しくは障害物に著しく接近するおそれその他の特定船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該交通方法を遵守させ、又は当該危険を防止するため必要があるときは、必要な限度において、当該特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、進路の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第八節 異常気象等時における措置

(異常気象等時ににおける航行制限等)

第三十二条 海上保安庁長官は、台風、津波その他の異常気象又は海象(以下「異常気象等」という。)により、船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある海域について、当該海域における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、次に掲げる措置をとることができる。

<p>第三十三条 海上保安庁長官は、異常気象等による船舶に対する影響が当該海域の境界付近における船舶の航行に影響を及ぼす場合において、該海域内における船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生ずるおそれがあると予想される海域について、必要な措置を講ずべきことを命ぜること。</p> <p>(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等)</p>	<p>第三十四条 海上保安庁長官は、異常気象等による船舶に対する影響が当該海域の境界付近における船舶の航行に影響を及ぼす場合において、該海域内における船舶の正常な運航が阻害され、船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険が生ずるおそれがあると予想される海域について、必要な措置を講ずべきことを命ぜること。</p> <p>(異常気象等時特定船舶に対する情報の提供等)</p>
<p>第三十五条 海上保安庁長官は、湾その他の海域ごとに、異常気象等により、船舶の正常な運航が阻害されることによる船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるとときは、異常気象等時特定船舶(第四条本文に規定する船舶であつて、異常気象等が発生した場合に特に船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるとときは、異常気象等時特定船舶)に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(協議会)</p>	<p>第三十六条 海上保安庁長官は、指定海域内船舶が航行の安全を確保するために当該海域において「指定区域内船舶」といふべき船舶であつて、異常気象等が発生した場合に特に船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるとときは、異常気象等時特定船舶(第四条本文に規定する船舶であつて、異常気象等が発生した場合に特に船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるとときは、異常気象等時特定船舶)に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(指定海域への入域に関する通報)</p>

<p>第三十七条 海上保安庁長官は、非常災害が発生した場合に、これにより指定期間内に船舶の運航を停止し、又はびよう泊をしているものとのをいう。他の船舶に関する情報、当該異常気象等時特定船舶のびよう泊に異状が生ずるおそれに関する情報その他の当該海域において安全に航行するための必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(非常災害発生周知措置等)</p>	<p>第三十八条 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとったときは、非常災害解除周知措置をとるまでの間、当該非常災害発生周知措置に係る指定海域にある第四条本文に規定する船舶(以下この条において「指定区域内船舶」といふべき船舶)に対し、国土交通省令で定めるところに、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報その他の当該指定海域において「指定区域内船舶」といふべき船舶であつて、異常気象等が発生した場合に特に船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるとときは、異常気象等時特定船舶(第四条本文に規定する船舶であつて、異常気象等が発生した場合に特に船舶の衝突又は乗揚げその他の船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるとときは、異常気象等時特定船舶)に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。</p> <p>(非常災害発生周知措置)</p>
---	---

<p>第三十九条 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとったときは、非常災害解除周知措置をとるまでの間、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合に、直ちに、非常災害が発生した旨及びこれにより当該指定海域において当該危険が生ずるおそれがある旨を当該指定海域及びその周辺海域にある船舶に対し周知させる措置(以下「非常災害発生周知措置」という。)をとらなければならない。</p>	<p>第四十条 海上保安庁長官は、非常災害が発生した場合に、これにより指定期間内に船舶の運航を停止し、又はびよう泊をしている間は、同項の規定により提供される情報を聴取しなければならない。ただし、聴取することが困難な場合として国土交通省令で定めた場合は、この限りでない。</p> <p>(異常気象等時特定船舶に対する危険の防止のための勧告)</p>
--	--

当該指定海域内における移動を命じ、又は当該指定海域から退去することを命ずること。

第三章 危険の防止

(航路及びその周辺の海域における工事等)

第四十条 次の各号のいずれかに該当する者は、

当該各号に掲げる行為について海上保安庁長官の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

一 航路又はその周辺の政令で定める海域において工事又は作業をしようとする者

二 前号に掲げる海域(港湾区域と重複している海域を除く)において工作物の設置(現に存する工作物の規模、形状又は位置の変更を含む。以下同じ)をしようとする者

三 海上保安庁長官は、前項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしなければならない。

一 当該申請に係る行為が船舶交通の妨害となるおそれがないと認められること。

二 当該申請に係る行為が許可に付された条件に従つて行われることにより船舶交通の妨害となるおそれがなくなると認められること。

三 当該申請に係る行為が災害の復旧その他公益上必要やむを得ず、かつ、一時的に行われるものであると認められること。

4 海上保安庁長官は、第一項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可の期間を定め(同項第二号に掲げる行為については、当該許可の期間を定めることを要する行為については、仮設又は臨時の工作物に係る場合に限る)、及び当該許可に係る行為が前項第一号に該当する場合を除き当該許可に船舶交通の妨害を予防するため必要な条件を付することができる。

5 海上保安庁長官は、第一項の規定による許可を受けた者が前二項の規定による条件に違反したとき、又は船舶交通の妨害を予防し、若しくは新たに条件を付することができる。

6 第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間が満了したとき、又は前項の規定による許可を取り消し、又はその許可の効力を停止することができる。

より当該許可が取り消されたときは、速やかに当該工作物の除去その他原状に回復する措置をとらなければならぬ。その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の届出をした者に対し、その旨をしようとする場合には、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもつて同項の規定による許可があつたものとみなす。

7 国の機関又は地方公共団体(港湾法の規定による港務局を含む。以下同じ。)が第一項各号に掲げる行為(同項ただし書の行為を除く。)をしようとする場合には、当該国の機関又は地方公共団体と海上保安庁長官との協議が成立することをもつて同項の規定による許可があつたものとみなす。

8 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは第一項の規定による許可を受けることを要せず、同項の規定による許可を受けたときは同法第三十一条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けることを要しない。

(航路及びその周辺の海域における工事等)

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、あらかじめ、当該各号に掲げる行為をする旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で国土交通省令で定めるものについては、この限りでない。

5 海上保安庁長官は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る行為が第二項各号のいずれかに該当するときは、当該国機関又は地方公共団体に対し、船舶交通の危険を防止するため必要な措置をとることを要請することができる。この場合において、当該国機関又は地方公共団体は、そのとるべき措置について海上保安庁長官と協議しなければならない。

6 港則法に基づく港の境界付近においてする第一項第一号に掲げる行為については、同法第三十一条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定による許可を受けたときは、第一項の規定による許可を受けたとき(違反行為者に対する措置命令)は、第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については前項の規定による通報することを要しない。

4 海上保安庁長官は、船長が第一項の規定による措置をとらなかつたときは同項の規定により船長がとつた措置のみによっては船舶交通の危険を防止することが困難であると認めるときは、船舶交通の危険の原因となつている船舶(船舶以外の物件が船舶交通の危険の原因となる場合を含む。)の規定による届出をすることがあります、第一項の規定による届出をすることがあります。(違反行為者に対する措置命令)

5 海上保安庁長官は、船長が第一項の規定による措置をとらなかつたときは船舶借入人)に対し、当該船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するため必要な措置(海洋汚染等及び海上災害の防止についている場合は、当該物件を積載し、引き、又は押していた船舶)の所有者(当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸渡されているときは船舶借入人)に対し、当該船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するため必要な措置(海洋汚染等及び海上災害の防止についている場合は、同条の規定により命ずることができる措置を除く。)をとるべきことを命ずることができ

るとき、その他の前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。

2 当該届出に係る行為が係留施設を設置する行為である場合には、当該係留施設に係る船舶交通が他の船舶交通に危険を及ぼすおそれがあると認められることがある。

3 海上保安庁長官は、第一項の届出があつた場合において、実地に特別な調査をする必要がある

(海難が発生した場合の措置)

第四十三条 海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそがあるときは、当該海難に係る船舶の船長は、できる限り速やかに、国土交

通省令で定めるところにより、航路、第五条、第六条の規定による航路標識の設置(航路等を示す航路標識の設置)

第四十四条 海上保安庁が刊行する海図のうち海上保安庁長官が指定するものには、第一条第二項の政令で定める境界、航路、指定海域、第五条、第六条の二及び第九条の航路の区間、浦賀水道航路、明石海峡航路及び備讃瀬戸東航路の中央、第二十五条第一項及び第二項の規定により指定した経路並びに第二十八条第一項及び第三十条第一項の海域を記載するものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月二一日法律第三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書(以下「第二議定書」という。)が日本国について効力を生ずる日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二一年七月三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 中海上交通安全法第二十六条第一項及び第二項の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第一条 この法律による改正後の港則法第三十六条の三第二項及び第三項並びに海上交通安全法第二十二条の規定による通報は、これらの規定の例により、この法律の施行前においても行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年五月一八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年六月二日法律第五三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月二六日法律第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表 (航行路の名所在海域)

航路	宇高東航	宇航	東航路	備讃瀬戸	明石海峡	航路	中ノ瀬航	浦賀水道	航路	伊良湖水道	航路	伊良湖	航路	瀬戸内海	航路	瀬戸内海	航路	瀬戸内海
北航路	備讃瀬戸	瀬戸内海	瀬戸内海	瀬戸内海	瀬戸内海	瀬戸内海	瀬戸内海	瀬戸内海	瀬戸内海	瀬戸内海								

航路	来島海峡	水島航路	南航路	備讃瀬戸	瀬戸内海	北航路
航路	瀬戸内海	瀬戸内海	瀬戸内海	瀬戸内海	瀬戸内海	瀬戸内海